

建材の種類と各種法令の対応表

材料の区分	吹付け石綿	石綿含有断熱材	石綿含有保温材	石綿含有耐火被覆材	その他の石綿含有建材 (成形板等)			
解体時の飛散性	レベル1（著しく高い）		レベル2（高い）		レベル3（比較的低い）			
建築材料の具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・吹付け石綿 ・石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式） ・石綿含有ひる石吹付け材 ・石綿含有パーライト吹付け材 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根折版用断熱材 ・煙突用断熱材 	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿保温材 ・石綿含有けいそう土保温材 ・石綿含有パーライト保温材 ・石綿含有けい酸カルシウム保温材 ・石綿含有ひる石保温材 ・石綿含有水練り保温材 	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿含有耐火被覆材 ・石綿含有けい酸カルシウム板第2種 ・石綿含有耐火被覆塗り材 	<ul style="list-style-type: none"> ・内装材、床材、外装材、 ・石綿含有けい酸カルシウム板第1種 ・スレート屋根材等 			
使用箇所の例	鉄骨・天井、壁	折版屋根裏、煙突	ボイラー、化学プラント、焼却炉、ダクト、配管曲線部	鉄骨部分、鉄骨柱、梁、エレベーターシャフト内	壁、天井、耐火間仕切り、床、外壁、軒天、屋根材、煙突材、設備配管等			
使用目的	防火、耐火、吸音	結露防止、断熱	保温	吹付け石綿の代わりとしての耐火性能の確保、化粧目的	-			
大気汚染防止法	特定建築材料 解体等工事の届出				-			
労働安全衛生法 石綿障害予防規則	解体等工事の際 事前届出必要				解体等工事の際 事前届出不要			
	事前調査・作業計画・ 作業時の温潤化・ 作業主任者・保護具の着用等				事前調査・作業計画・ 作業時の温潤化・ 作業主任者・保護具の着用等			
建築基準法	吹付け石綿 石綿含有吹付ロックウール	-			-			
建設リサイクル法	分別解体等の計画等 付着物又はその他の調査及びその他の措置の対象に該当（付着物である場合は事前措置の対象） 対象建設工事である場合には届出が必要							
廃棄物処理法	廃石綿等 特別管理産業廃棄物 (飛散性アスベスト)				石綿含有産業廃棄物 (非飛散性アスベスト)			

※1：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

※2：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

※3：これら以外にも、各地方自治体が条例などで規制をしている場合があります。